平成２４年（フ）第７１３号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根794番地22　エステートピア八潮102号
債務者　齋藤　弥希
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後１時10分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
埼玉県狭山市大字南入曽617番地の10
債務者　遠山　　諭（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後１時10分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４２８号
北海道旭川市神居８条９丁目１番16号
債務者　菅原　弘子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２９号
北海道旭川市神居８条９丁目１番16号
債務者　菅原　明美
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５８号
北海道旭川市東７条１丁目３番５号　プログレスＢ―102
債務者　小川　正博
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号
北海道旭川市神居６条５丁目２番13号
債務者　大門　敏夫
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１号
北海道旭川市高砂台３丁目４番３号
債務者　石山　武光
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４号
北海道旭川市秋月３条２丁目２番10号　アイランドＫⅡ202号室
債務者　白倉　博幸
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３９４号
東京都狛江市東野川４丁目13番７号柿の木荘102号室
債務者　舘岡　利昌
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３６０号
東京都昭島市朝日町２丁目５番16号
債務者　石井美佐子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７号
東京都青梅市千ヶ瀬町３丁目490番地青梅荘
債務者　矢筈野隆規
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４９５号
愛知県西尾市羽塚町北側63番地、前住所愛知県刈谷市八幡町１丁目１番地８
債務者　佐藤ノエミ　ミチコこと　サトウ　ノエミ　ミチコ
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月11日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始中更正

平成２４年（フ）第３６号
徳島県阿南市橘町大浦19番地20
債務者　有限会社中川モータース
代表者清算人　中川　　正
1　主文　当裁判所が平成24年12月21日になした破産手続開始決定中、債務者代表者につき「代表者代表取締役　中川　　正」とあるのを「代表者清算人　中川　　正」と更正する。
2　決定年月日　平成25年１月28日
徳島地方裁判所阿南支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１６８号
長崎県佐世保市大潟町290番地264、破産手続開始決定時の住所長崎県佐世保市大潟町290番地263
破産者　小園　純夫
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
長崎県佐世保市大岳台町15番27号
破産者　フジイフードサービス株式会社
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
長崎県佐世保市矢峰町90番地21
破産者　西海総合プラント有限会社
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係